障害理解の普及啓発並びに障害者差別を解消するための取組みについて

資料２

１　現状

本市では、市民の皆様に障害や障害のある人の理解を深めていただくことを目的とした啓発イベントである「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を毎年度開催しているほか、市政出前講座や手話言語普及啓発事業等を通じて、障害に関する正しい理解や認識を持ってもらえるよう取り組んでいる。

また、障害の理解と障害のある方への配慮等をわかりやすく伝えるため、障害者差別解消法や手話に関する啓発冊子（パンフレットやリーフレットなど）を作成・配布し、周知・啓発に取り組んでいるところである。

２　課題

(1)　令和２年２月に障害のある方を対象に実施した「尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査」の結果、「日常生活において障害があるために差別や偏見を感じることの有無」に関する問いに対し、５割以上の方が「感じない」と回答（※①）した一方、４割近くの方が「感じる」と回答（※②）しており、差別や偏見を「感じる」方の割合が依然として高い状況にある。

(2)　同調査で「障害に対する市民の理解の浸透」については、約２割の方が「進んできている」と回答（※③）した一方、７割近くの方が「どちらともいえない」や「わからない」と回答（※④）しており、障害に対する市民の理解が十分に浸透しているとは言えない状況にある。

(3)　同調査で「障害者差別解消法の認知度」については、６割近く（57.7％）の方が「まったく知らない」と回答しており、同法の認知度が低い状況にある。

上記の状況等を踏まえ、障害のある方が社会的障壁を感じることなく、あらゆる場面で積極的に活動することができるよう、障害者差別解消法の趣旨や重要性、障害特性や必要な配慮等について、市民や事業者等への周知・啓発をさらに進めていく必要がある。

（※）① 「まったく感じない」32.2％、「ほとんど感じない」20.1％

② 「ときどき感じる」29.0％、「よく感じる」8.9％

③ 「進んできている」3.4％、「多少進んできている」16.1％

④ 「どちらともいえない」35.8％、「わからない」33.0％

３　具体的な取組案（実施中の取組も含む）

　　障害を理由とする差別は、一人ひとりの障害に関する知識や理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられるため、差別を解消していくためには、一人ひとりの障害への理解を深めていく必要がある。

障害者差別のないまちを目指し、本市では、次頁のとおり、様々な啓発活動等に取り組むことにより、市民や事業所等への障害に関する理解の促進を図っていく。

尼崎市における障害理解の普及啓発並びに障害者差別を解消するための取組み

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 取組内容 |
| 市民等への周知・啓発 |
|  | 拡充 | 啓発冊子（パンフレット・リーフレット）の活用 | 本庁舎等での配布や市政出前講座・各種団体研修会等で活用するほか、市ホームページに掲載する。また、パンフレットをより広く周知するための動画を作成し、市の公式YouTubeチャンネルに掲載する。 |
| 継続 | 市政出前講座の実施 | 障害者差別解消法をはじめ、障害者福祉全般の出前講座を実施する。 |
| 継続 | 中学生向け授業及び教職員向け研修の実施 | 障害者当事者団体や事業所の協力のもと、生徒向け授業及び教職員向け研修を実施する。 |
| 継続 | ホームページの活用 | 障害者差別解消法や障害者差別解消支援地域協議会等の情報を市ホームページに掲載する。 |
| 継続 | 市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）の実施 | 障害のある人とない人との交流機会を創出し、より一層の相互理解を深める事業を実施する。 |
| 継続 | 手話言語普及啓発事業の実施 | 手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、市民等を対象にした体験講座を実施する。 |
| 継続 | 自発的活動支援事業の実施 | 障害のある人の社会参加や地域の理解促進を図るため、障害のある人やその家族、地域住民等による地域での自発的な活動に対し、活動費用の一部を助成する。 |
| 継続 | 障害に関するマークの普及啓発 | 障害理解を深めるため、「耳マーク」や「ほじょ犬マーク」等、障害に関するマークを市ホームページ等で周知する。 |
| 継続 | ヘルプマーク・ヘルプカード、「ハートプラスマーク」カードの配布 | 援助や配慮を必要としている人のためのマークであるヘルプマークや、緊急連絡先や必要な支援等を記入できるヘルプカード、内部障害のある人のための「ハートプラスマーク」カードを市役所窓口で配布する。 |
| 市職員の研修・啓発 |
|  | 継続 | 障害を理由とする差別の解消に関する職員研修の実施 | 新規採用職員等研修及び新任役職者研修に障害理解と差別解消に関するカリキュラムを取り入れる。 |
| 継続 | 手話及びろう者に対する理解と手話の普及促進に関する研修の実施 | 全職員を対象に、手話及びろう者に対する理解を深めるための体験学習の場として研修を実施する。 |
| 新規 | 障害者差別解消法対応職員ハンドブックの作成 | 障害の特性や多様性を理解し、障害者へ適切に対応するために障害者差別解消法対応職員ハンドブックを作成し、職場研修等で活用する。 |

以　上